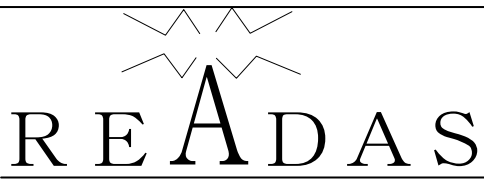


第 4197 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 3月10日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 変額個人年金保険の相続税評価

Q：変額個人保険年金の相続税評価（定期金に関する権利の評価）は、どのようになりま
すか？

A：次のように評価します。

【解説】

年金の相続評価は、次のうちいずれか多い金額とされています。

- イ 解約返戻金の金額
- ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合にはその一時金の金額
- ハ 予定利率を基に複利年金現価率等で計算した金額

しかし、変額個人年金保険については、年金額の算出に当たって、ハの予定利率を用いないものもあることから、このような年金については、イとロのいずれか多い金額によって評価することが認められています。

ただし、その変額個人年金保険が、権利取得日において、変動年金部分に関し割合（100%可）をもって定額年金とすることができる特則が付加されているものについては、権利取得日において100%定額年金としたものとして上記イ、ロ、ハを計算して、そのうちいずれか多い金額により評価することとなります。

